

二 ダヴィド・シルステン*

フランスにおける弁護士および司法官の 職業倫理についての総論的報告

幡野弘樹** (訳)

職業倫理 *déontologie* は、職業活動を遂行する際に本来なすべき義務の総体と定義することができる。職業倫理は、職業団体の構成員に課される模範的な行動規範や、構成員が職務や職業に携わっている以上示さなければならない資質——しばしば道德面での資質である——を明確にするものである。

原則として、職業倫理に関する規範や原則は、関係する職業団体が作るものである。しかし、フランスの伝統的なプロセスに従い、公権力がこの分野に対して介入を望んだ。そこで、とりわけ規範の統一化のために、立法あるいは命令により、規範が確認され、明確にされるに至っている。

弁護士の職業倫理に関しても、この現象が看取される。長らく、職業倫理の問題は弁護士集団の慣習法の領域に属していた。しかし、公権力は、弁護士職を規制し、統一化することを望み、職業倫理規範により注意深い関心を持つようになり、特別の法文に重要な原則を明文化するよう促した。こうして、弁護士職に関する1971年12月31日法律が成立することとなった。同法律は、弁護士の宣誓に刻まれた倫理的メッセージを含んでいる。実際、弁護士は、「尊厳・良心・独立・誠実・人道」の精神で職業を遂行すると宣誓しなければならないのである。ところで、2005年7月12日のデクレは、すべて、あらゆる状況のもとでの弁護士職の行動指針を示す職業倫理規範に関するものである。これらのルールその他、全国弁護士会評議会の勧告、懲戒裁判 *instance disciplinaire* の判決、破毀院判例なども職業倫理規範を構成する。

司法官 *magistrat* については、長らく、職業倫理の問題はなおざりにされてきた。たしかに、1958年12月22日のオルドナンスによる司法官身分規程にある、いくつかの職業倫理に関する原則が参照されることはある。しかし、懲戒の訴追はほと

* ダヴィド・シルステン アルトワ (Artois) 大学教授

** はたの・ひろき 立教大学法学部准教授

んど存在しなかった。政治権力のみが懲戒の訴追に着手できるため、現実には、司法職高等評議会 Conseil supérieur de la Magistrature が職業倫理原則を示したり、明確化したりすることはできなかったのである。近時、何人かの司法官の怠慢（ウトロー事件を参照）に関係する、司法行政の重大な機能不全が明らかにされた後、司法官職の倫理に関する全般的な検討が必要になった。危機の重大さを前にして、議会は、同評議会に外部の人材も登用させることにより司法職高等評議会の改革をする意思を表明し（2008年7月23日の組織法律）、司法官の職業倫理規則集 Code de déontologie の作成を促した。この「規則集 Code」という表現に司法官は反発した。彼らは、厳格な「規則」に服するのではなく、むしろ「ガイド」により導かれることを望んだのである。しかし、2010年5月に、司法職高等評議会が、司法官職業倫理義務集 Recueil des obligations déontologiques des magistrats を公表することにより、議会側の考えが実現されることとなった。職務遂行に関する本質的な原則と義務を示すこの義務集成は、「公衆と司法の間の信頼関係を強化する」ことが目指されている。しかし、懲戒手続の訴追は極度に控えられており、義務集成の遵守を実効的に確保することは難しいため、このような対応で十分であるかは確かではない。

一般的に、懲戒手続の訴追は、司法官の方が弁護士よりもはるかにまれである。弁護士は年間100件以上の手続があるのに対し、司法官は10件以下である（弁護士の数（約5万人）は、司法官の数（約8000人）の10倍に満たないにもかかわらず）。これは、次のいずれかを意味している。あるいは、一般的に、弁護士よりも司法官の方が職業倫理規範をはるかによく遵守している。あるいは、司法官の側に懲戒手続の行使に対して強い抵抗が存在する。もっとも、司法職高等評議会は、「懲戒数の少なさが、司法官の自己保身に対してたびたび疑いを招いた」（2007年活動報告）ことを認めて動揺し、公論においては、その同業組合主義に対する強い批判をもたらした。

職業倫理秩序の問題について司法官に関心が向けられたことにより、重要な規律がより実効的に遵守されるようになるかどうかは、今後明らかになるであろう。

いずれにせよ、双方の団体における職業倫理上の過失概念が意味するものに関心を払った上で（Ⅰ）、制裁のためのそれぞれの手続について検討する（Ⅱ）ことが望ましい。

I 職業倫理上の過失の特徴

弁護士と司法官に共通の職業倫理上の原則に対する違反（A）と、それぞれの職業に固有の原則に対する違反（B）を分けることができ、以下それぞれについて扱うこととする。

A 弁護士および司法官に共通の職業倫理原則違反

それぞれの団体に固有の文書やそれぞれの懲戒手続により下された決定から、弁護士と司法官は、多くの共通の職業倫理上の原則を共有していることが分かる。たとえば、双方とも、威厳、名誉、独立、誠実、配慮、節度、礼儀、宣誓への忠実に対する義務に言及している。しばしば、これらの原則は、一致あるいは重複している。これらのうち、以下では主たるものを検討することにする。

1 威厳および名誉に対する違反

威厳および名誉に対する違反は、弁護士や司法官を導くはずの、職業上の名誉や敬意や評価を侵害する行為に対して制裁を加える。

a) 誠実義務違反

誠実義務違反とは、弁護士や司法官に対して課される、誠実さに対する一般的な要請に対する違反である。それは、職業の枠内だけでなく、その外（社会生活・私生活）でも課される。

司法官は「道徳上の厳格さ」を示さなければならない。金銭管理の重大な不正は、一般的に厳しく制裁される。司法官の司法関連経費の私的流用（刑事上、公的資金の横領の問題となる）がその例である。このような誠実さの要請は、弁護士にも課されている。もっとも頻繁に制裁が加えられる不誠実な行為の中には、顧客に帰属する資金の弁護士による私的流用がある。顧客の名において、その者のために弁護士が受け取った資金は、特別の口座に預ける義務があるが、その資金を私的に流用すると、刑事上背任罪となる。

誠実義務は、弁護士や司法官の職業活動の枠外でも課される。司法官が、収入の申告漏れをすること、住民税を支払わないことなどは、「司法制度の信用性と権威を損ねる」こととなり、職業倫理上の義務違反となる。同様に、弁護士が、租税当局に収入の申告漏れをした場合も、職業倫理義務違反となる。

b) 配慮 *délicatesse* 義務違反

状況に応じて課される模範的な行動指針を遵守しないことに対して、制裁が科さ

れる。明確に定義することは難しいが、不作法、あるいは「してはならない」態度をとることに対する制裁である。弁護士が法廷期日前日に申立書を送ること（ただし、しばしばなされている）、あるいは弁護士が債権者に対して振り出した小切手の支払を拒むことは、配慮義務に対する違反となる。また、司法官が、訴訟手続を利用して、若い女性と関係を持つことも、同義務に対する違反となる。

c) 私生活の乱れ

弁護士や司法官は、私生活上の行動においても一定の倫理規範を遵守しなければならない。確かに、原則として、私生活の尊重に対する権利は、すべての市民が享受する憲法上の権利であるが、それでもなお弁護士や司法官の私的な行動は、それぞれの集団全体に影響がおよび集団のイメージを損なってしまう。それゆえ、私生活も懲戒の訴追の埒外とはならないのである。

制裁の対象となる行為の性質は、双方ともほぼ同様である。暴力行為、性的暴行、無免許運転、酒酔い運転などが制裁の対象になる。無免許運転や、酒酔い運転で有罪となった弁護士は、威厳や名誉に関する原則にも違反することになる。

司法官に関しては、交友関係の選択に関しても、懲戒手続により特別の注意がはらわれている。売春斡旋業者や再犯者と交際をすることや、売春婦と同居すること、薬物中毒者を家に招くことは、禁止されている。これらの要請は、弁護士についてはほとんど見受けられない。

しかしながら、職業団体全体の信望を侵害する私生活上の行為に対して、どこまでコントロールできるか、その限界の設定は困難な問題を提起している。メディアの注目を集めたある事件により、論争が引き起こされた。ある女性弁護士は、市場でアコーデオンを演奏したことを理由に、弁護士職の名誉に対する侵害行為であるとして6ヶ月の職務執行停止処分を受けた。しかし、ボルドー控訴裁判所は、この決定を取消している。

2 秘密保持義務に対する違反

弁護士と司法官は、秘密保持義務に服する。両者とも、職業上の秘密保持が義務づけられ、その違反は刑事罰を構成する。また、両者とも、刑事事件の捜査、予審の秘密保持義務に服する。

なお、司法官は、法廷における弁論およびその者が係属した手続についても、秘密保持義務に服する。

B それぞれの職業に固有の職業倫理原則違反

司法制度の中での弁護士と司法官の役割は、それぞれ特徴を持ち、還元できないものがある。そこから、それぞれの職業に固有の職業倫理上の義務が生じることとなる。

1 弁護士固有の職業倫理違反

忠誠義務違反 *devoir de dévouement* は、依頼者の利益を最善の形で代理する義務に対する違反である。たとえば、依頼者に委託された訴訟手続を故意に、あるいは懈怠により開始しないことや、訴訟の進捗状況について顧客に虚偽の情報を与えること、あるいは顧客の知らないところで相手方当事者と和解を試みることは、この義務に対する違反となる。

交誼義務 *devoir de confraternité* 違反は、弁護士間に存在する模範的行動規範・礼節に対する違反である。たとえば、弁護士は、同業者の顧客を奪ってはならないし、自分の顧客を同業者に譲渡したときには過去の顧客との職業上の関係を維持してはならない。また、協力弁護士に支払うべき報酬の支払いを拒んではならない。

マネー・ロンダリング対策に関連する義務の問題も存在する。EU により、弁護士は、マネー・ロンダリングに対応する義務に服する規則が課されている。弁護士は、顧客のマネー・ロンダリングに対する注意義務が課されている（弁護士は、顧客に問い合わせ、場合によっては提出すべき書類を要求することが義務づけられている）。また、時として、顧客がマネー・ロンダリング操作をしている疑いがあることを、当局に報告する義務も課される（嫌疑報告義務）。

この立法は、弁護士の職業倫理に、すなわち顧客を裏切ってはならないという使命に反するとして、彼らの強い反発を招いた。とりわけ、顧客を告発してはならないという使命に反すると主張された。この措置に反対するために、フランスでは多くの弁護士会が大規模なデモを組織した。最終的に、特定の活動においてのみこれらの義務が課され、裁判の枠組みの中での顧客の防御活動においては義務が課されないこととなったため、妥協が図られることとなった。

このエピソードは興味深い。というのも、職業倫理上の原則は、その職業の本質的な義務とあまり直接的に矛盾するような新たな職務上のルールに対して、有効に反対できることを示しているからである。

2 司法官に固有の職業倫理違反

a) 伝統的な職業倫理義務違反

司法官の第一の義務は、職務を行使する際に課される公平義務である。顧客と一体となることをその職務とする弁護士とは異なり、裁判官は、訴訟上の主張を評価するにあたり公平性を遵守しなければならない。

（公平性は、裁判官が下した判決の主観的な動機の評価を必要とするため）公平性のコントロールはとりわけ難しく、実際には外観上の公平性に対するコントロールが行われる。司法官は、その者の公平性を疑わせるようなあらゆる行動をとらないことが求められている。

たとえば、裁判官が一方当事者と関係があるのに事案の審理を回避しないことや、司法官と取引関係にある者が問題となっている刑事手続において不起訴処分をすることは、（職務上の）公平義務に違反する。

また、司法官が判決をする際に、先入観を表明することも、（いわゆる主観的な）公平義務に反する。

第二の裁判官の義務は、法律適用義務である。これは裁判官が、「法律を遵守し、遵守させる」義務である。したがって、「故意にまたは懈怠により法律の適用を免れる行為をすること」は職業倫理義務違反となる。たとえば、裁判官が相手方に対し、書類の日付をごまかすようそそのかすのは、彼が負うべき義務を遵守しないこととなる。

他の司法官の義務としては、合理的な期間内に判決を下す義務がある。裁判官は判決を下す義務を負っており、それに違反すると（民法4条に違反する）裁判拒否を犯すことになる。この法を語る義務は、裁判官が、事件を放置せず熱意を示すことを要求している。事件の審理をあまりに遅らせたために「司法への信頼を侵害した」として、裁判官は、繰り返し制裁を受けている。

裁判官は、慎重行動義務 *devoir de réserve* も負っている。裁判官は、自らの職務の尊重を危うくするような批判および過度の表現を慎まなければならない。「司法官職の威厳、公平性及び独立性を保持するために」、司法官の表現の自由は制限されている。近時のメディアも注目したある事件で、現職の裁判官が、ある書物において現任の大統領が以前の選挙キャンペーンの資金集めのために違法な金銭を受け取ったと非難して、慎重行動義務に違反した。現在、懲戒手続が進行中である。

b) 自由を保障する手続規範に対する違反から生じる職業倫理上の過失（2010年7月22日組織法律）

裁判官の訴訟行為上の判断は懲戒手続の対象となり得ないという原則が、長らく

維持されていた。これらの行為は、上訴権の行使によってしか批判されえないのである。

ウトロー事件から生じた帰結のうち最も目に見える形で現われたものの一つは、この原則に対する緩和がもたらされたことである。実際、政府は、「故意に刑事または民事訴訟の原則に違反する所為」は、職業倫理上の過失と評価されることを望んだ。このような発議は、とりわけ司法職高等評議会により強く批判された。同評議会は、裁判官の訴訟行為上の判断は評価の対象となりえないという原則に強く固執し、この原則は、司法官の利益のためではなく訴訟当事者の利益のためにあり、訴訟当事者が、独立かつ公正な司法を利用できることを確信できるようにすべきであると主張した。

2007年、憲法院は、立法者が、当事者の権利を保障するのに不可欠な手続規範の故意かつ重大な違反により司法官の訴訟行為に対して懲戒上の責任を負わせると規定して責任を拡張することを、憲法は禁じていないと判示した。他方で、憲法は、この違反が裁判の確定により事前に確認されない場合に、懲戒手続を開始させることを禁ずるとも判示している。

この憲法院の判断の帰結を反映させて、憲法65条の適用に関する2010年7月22日組織法律は、憲法院の判断の帰結を反映させながら、司法官身分規程43条2項を追加している。同項は、次のように規定する。

「当事者の本質的な権利を保障している手続規範に対する司法官の重大かつ意図的な違反は、その違反が終局裁判により確定した場合には、その地位から生じる義務に対する違反を構成する。」

II 職業倫理上の過失に対する訴追

以下では、弁護士（A）、司法官（B）それぞれに適用される懲戒手続について概観することにする。

A 弁護士の懲戒手続

伝統的には、第一審は、各弁護士会の理事会で懲戒裁判が行われていた。しかしながら、このような構造は、小さな弁護士会では懲戒団体と当事者の関係があまりに近すぎると批判されていた。そこで、2004年に、弁護士会の理事会に代えて地方懲戒委員会を新設した。地方懲戒委員会は、その地域に設立された弁護士会に所属する弁護士により犯された犯罪や違反を審査するために、それぞれの控訴院の管轄

区域ごとに設立された。パリ弁護士会のみ、このルールに対する例外が設けられている。規模の大きさや、そこでは匿名性が優位を占めている状況を考慮して、懲戒機関は引き続き理事会が担うこととなった。

懲戒委員会（パリでは理事会）への懲戒手続の提起は、検事長による申立てか、弁護士会長による申立てによりなされる。他方で、かつては存在した、自動的に懲戒手続が提起される可能性はなくなった。

懲戒訴権は、弁護士に要求される資質を確保するため、民事時効にも刑事時効にも服さず、あらゆる時効にかからない。

理事会内部の規則に示された、被告人弁護士の権利を保護するための手続に関する規範は、法律に規定されていなくても尊重される。

1 職業倫理違反の捜査

ある弁護士の行動が問題となった場合、弁護士会長（一般的には理事会のメンバーである会長の代理人）が職業倫理に関する捜査を行う。捜査は、弁護士会長自身の要請に基づいて行われる場合、検事長の申立てにより行われる場合、すべての関係者の通報により行われる場合がある。捜査は、問題となった弁護士の行動を認識し、事情を知った上で不起訴にするか訴追するかを決定を下すことを目的としている。形式的な義務はなく、対審である必要もない。弁護士会長は捜査をする義務はないが、捜査をしない場合、その旨申立人に対して通知する義務がある。

弁護士会長が、捜査を開始すると決定した場合、報告書を作成し、必要があれば懲戒訴権を行使する決定を行う。弁護士会長は、検事長、場合によっては通報者に決定を通知する。捜査が検事長により申し立てられた場合、弁護士会長は報告書を提出する。

弁護士会長が、捜査の結果、懲戒手続を続行しない決定をした場合でも、不起訴処分に温情的訓告 *admonestation paternelle*（罰ではないが実効的な措置である）を付すことができる。弁護士会長は、訓告を下した旨を問題となった弁護士の書類に記載するか否かの決定をし、決定内容が弁護士に通知される。

弁護士会長が懲戒訴権を行使する理由があると判断した場合、検事長および・または通報者にその旨を通知する。そして、提訴の理由を付して懲戒訴訟を提起する。

2 予審

懲戒の訴追を行う場合、予審が義務的となる。被告人弁護士は、予審の段階を経

ることなくして、懲戒訴訟に召喚されることはない。

地方懲戒委員会（またはパリ弁護士会の理事会）のみが予審を遂行する資格を有する（弁護士会長の役割は、捜査の段階に限定される）。

被告人弁護士の所属する弁護士会の理事会は、予審を行うためのメンバー（報告担当者と呼ばれる）の一人を指名する権限を有する。

報告担当者 rapporteur の特権

報告担当者がすべての必要な措置（証人尋問、書証の送付の請求など）を行う。ただし、証人尋問を強制する権限はない。

懲戒裁判が、進行中の刑事裁判や既に判決が下された一般法上の事件と関係している場合には、検事局や予審判事に対して、必要と思われる書類の送付を請求できる。

報告担当者は、予審を終了するまで4カ月の期間を有し、2カ月期間を延長することができる。

訴追された弁護士の権利

予審は対審構造を有する。すなわち、すべての懲戒事件の書類（捜査報告書、予審報告書）は被告人弁護士に送付される。また、証人は対審的に意見聴取される。そして、被告人弁護士は主張の機会が与えられ、同僚の出廷を求めることもできる。

訴追された弁護士は、懲戒訴訟の間、被告人とみなされる。被告人弁護士は、認否に際し真実を偽る権利を有し、それを過失として責任を負わされない。実際、フランスでは、いかなる被告人も真実を話す義務を負わないのである。

予審の帰結

報告担当者は、予審報告書を与えられた期間内に地方懲戒委員会議長（地方の場合）または理事会の懲戒組織の代表（パリの場合）に提出する。

3 判決段階

予審機関と判決機関の分離原則が適用される。したがって、予審を行った理事会のメンバーは、懲戒裁判組織に所属することはできない（ヨーロッパ人権裁判所により課された原則が適用されている）。

a) 召 喚

訴追された弁護士は、（配達証明付きの書留郵便により）地方懲戒委員会に召喚される。召喚状には、懲戒委員会の正確な所在地と召喚の期日が明記される。

召喚状には、訴追の原因となった事実の正確な記載、すなわち完全かつ詳細な記

載を含んでいなければならない。当該記載がない場合には、召喚状は無効となる。同様に、召喚状は、弁護士が違反した義務を明示した法律または命令規定の参照がなければならない。これに違反した召喚状も無効となる。

b) 開 廷

弁護士は自ら出廷しなければならない。同僚も出廷させることができる。弁護士は法服をまとして出廷する。

開廷の際、報告書の朗読が行われる。弁護士は、地方懲戒委員会議長からの尋問を受ける。懲戒委員会のメンバーから尋問されることもある。被告人弁護士は、説明を与えなければならず、最後に発言の機会が与えられる。

法廷は公開される。ただし、懲戒委員会は、公開性が私生活の尊重を害する場合には非公開とすることができる。

懲戒委員会の評議は、被告人弁護士、被告人の辩护人、訴追当局の代表者のいない場所で行われる。

c) 決 定

懲戒委員会は、理由付きの決定を下す。その際、非難されている事実、場合によっては考慮された事実、および法的な懲戒の性質を示さなければならない。さらに、場合によっては、訴追された弁護士の人格、過去についても言及することができる。

下された決定に対して、上訴をすることができる。

d) 制 裁

法律に規定された懲戒上の制裁としては、譴責、戒告、3年を上限とする一時資格停止、除名の4つがある。

譴責および戒告は、何らの特別な効果も生み出さない。これらは先例となり、再犯の際に、懲戒委員会は、先例があることを考慮してより重い制裁を課することができる。一時資格停止は、弁護士にあらゆる職業的活動を控える処分を課すものである。その者の活動は、代わりの者により行われる。除名は、その弁護士が以後弁護士会に所属することができなくなることを意味し、以後その者は弁護士活動を行うことができなくなる。

これに対し、温情的訓告 *admonestation paternelle* は、真の制裁ではなく、懈怠に対する注意を促す措置である。弁護士会会長が真の懲戒訴訟の外で発することができる。純粹に口頭のものもあれば、書面にされる場合もある。また、その警告が、当該弁護士の書類に記載されることが明示される場合もある。

懲戒による制裁により、理事会、全国弁護士会評議会、他の組織・委員会、弁護

士会会長の役職に属することを禁ずることができる。ただし、期間は、6 年を超えてはならない。

さらに、制裁を宣告する決定は、すべての懲戒による制裁の公表を命じることができる。

複数の懲戒による制裁は、法文により明示的に許可されている場合を除き、それらの間で競合しない。これに対し、懲戒による制裁と刑罰は競合する。なぜなら、それらは同一の性質を有しないからである。

暫定的職務停止

緊急の場合、または公衆の保護が要請される場合、理事会は検事長または弁護士会会長の請求により、懲戒訴追の対象となっている所属弁護士の職務を暫定的に停止することができる。この保全措置は、4 カ月を超えることはできないが、更新することができる。

この措置は重大であるため、例外的な形でしか行うことはできない。決定は上訴可能であるが、上訴により効果は停止しない。

B 司法官の懲戒訴追

司法系統の司法官の懲戒訴追は、裁判官に対しては司法職高等評議会により行われ、検察官に対しては司法大臣により行われる。

1 裁判官の訴追

提 訴

最近まで、司法大臣のみが司法職高等評議会に対して、裁判官の懲戒訴追を求める権限を有していた。

しかし、司法官身分規程および司法職高等評議会に関する2001年6月25日組織法律以降、裁判所長および主任検察官 *procureur* も提訴権を持つこととなった。この拡張は、起訴・不起訴の決定を「非政治化」する意思によって説明することができる。

さらに、訴訟における裁判官の態度が懲戒に該当する余地があると考えられる訴訟当事者も司法職高等評議会に提訴することができる。

この告訴は直ちに受理可能なものとなるのではなく、申立受理委員会で審査される。受理委員会は、フィルターの役割を果たす。すなわち、明らかに根拠のないものや、明らかに受理できないものは却下される。

告訴の審査にあたり、受理委員会は、当該裁判官の所属する裁判所長の所見を求

立命館大学ヨーロッパ法セミナー『フランスにおける法曹倫理』
フランスにおける弁護士および司法官の職業倫理についての総論的報告（シルステン）

めることができる。その所見は司法大臣にも伝えられる。委員会は、問題とされた裁判官、および場合によっては告訴をした訴訟当事者を聴取することができる。

告訴不受理の場合でも、司法大臣または裁判所長は、司法職高等評議会への提訴権限を保持する。

受理委員会が事実は懲戒の性質を帯びたものであると判断した場合、受理委員会は懲戒委員会に審理を付託する。

司法職高等評議会の懲戒委員会での手続

司法職高等評議会への訴追により、裁判官は、訴訟記録および事前捜査（それが行われた場合）の書類の提供を求めることができる。

a) 捜査（任意的）

報告担当者が評議会のメンバーから選任される。報告担当者は、必要があれば捜査を行う。

捜査の際、報告担当者は、訴追された裁判官を自ら聴取することができるが、訴追された裁判官と少なくとも同等の地位を有する別の裁判官に聴取させることもできる。また、必要がある場合には、訴訟当事者や証人の聴取を行う。報告担当者は、すべての有益な調査を行うことができ、鑑定人を指名することもできる。

訴追された裁判官は、同僚、コンセイユ＝データ付弁護士、破毀院付弁護士、弁護士会に登録された弁護士を同席させることができる。

記録は、各期日の少なくとも48時間前に関係者および評議会に対し閲覧可能となる

b) 出廷の召喚

捜査は不必要と判断された場合、または捜査が完了した場合に、裁判官は懲戒委員会に召喚される。

召喚された裁判官は自ら出廷しなければならない。また、非難されている所為につき説明を与え、防御手段を提示しなければならない。

裁判官は、訴訟記録、すべての捜査関係書類、報告担当間により作成された報告書を閲覧する権利を有する。懲戒委員会も同一の書類を閲覧する権利を有する。懲戒委員会の法廷は公開される。ただし、公序、私生活の尊重、裁判所の利益などの理由により、懲戒委員会の職権により、法廷期日の全部または一部が非公開とされることもある。

懲戒委員会の評議は非公開で行われる。決定は理由を付さなければならず、公開される。

懲戒委員会の決定に対する上訴権は、告訴人に対しては与えられていない。

2 検察官の訴追

検察官に対する懲戒は、司法大臣が排他的権限を有している。しかし、司法職高等評議会の意見なしに、いかなる制裁も課すことはできない。

司法職高等評議会内部に懲戒組織があり、検察官に対する訴追の遂行および訴追手続後に勧告的意見を発することを任務としている。

訴追手続は裁判官と同様である（提訴、捜査等の要件は同一である）。

手続後に、懲戒委員会は、訴追された検察官が非難されている行為により課される制裁についての意見を理由付きで発し、司法大臣に送付する。

これは、勧告的な意見である。しかし、もし司法大臣が、懲戒機関により提案された制裁より重い制裁を課すことを望む場合には、決定案を起草し、司法職高等評議会の懲戒委員会に対し新たな意見を請求しなければならない。懲戒委員会は、被告人検察官の意見を聴取し、新たな意見を発し、事件書類に添付される。

最終的決定権限は司法大臣に帰属する。決定に対する上訴が可能だが、告訴人に対しては上訴の道は開かれていない。

3 制 裁

現在、9種類ある。軽いものから重いものへという順に並べると、以下のものがある。書類への記載を伴う叱責（屈辱的な性質を伴う道徳的制裁）、強制異動、職務剥奪、最長5年の裁判官職への任命禁止（ウトロー事件後の新たな制裁）、等給格下げ、俸給没収を伴う職務剥奪、降格、退職の強制（すなわち、司法官職からの追放）である。

これらの制裁は重複しうる。

Ⅲ 懲戒訴追と他の性質の訴追との連携

懲戒訴追と刑事訴追の関係と、懲戒訴追と民事訴追の関係を区別するのが望ましい。

1 懲戒訴追と刑事訴追との関係

犯罪の性質を有する職業倫理違反につき有責とされた弁護士や司法官は、似たような状況にある。彼らは、刑事責任も負い、それぞれの懲戒機関により訴追される可能性がある。

弁護士に関しては、職務の行使に際して犯した行為で、非常にしばしば公訴権の

行使ももたらされるものは、顧客を害する背任、職務上の機密の侵害、または顧客への違法な物の引渡しなどである。

司法官に関しては、とりわけ収賄、財産の横領、職権濫用が、刑事訴追をもたらしている。

2 懲戒訴追と民事訴追との関係

これに対して、民事責任の領域では、弁護士と司法官では異なる状況にある。

職務の行使において犯した過失が損害の原因である場合には、その過失により、弁護士は民事上の制裁を受ける。たとえば、弁護士が、（弁護士が抵当登記の更新を忘れ、期限切れになってしまうなど）注意 diligence 義務に反した場合、（事前に顧客の同意を得ずに和解を承諾するなど）慎重行動 prudence 義務に反した場合、（裁判官を侮辱するなど）品位保持 modération 義務に反した場合が、そのような場合である。

司法官は、全く違った状況に置かれる。司法官は、職務遂行中に犯した過失を理由として、個人責任を負うという原則はない。それは、裁判の公平性を確保し、裁判に不満のある訴訟当事者による司法官の責任追及を避けることが望まれたからである。国家の名において裁判官は行為をしている以上、裁判官が任務の遂行に際して過失を犯した場合は、国家が代位して責任を負担する。「国家は、司法の機能不全により生じた損害を賠償する義務を負う」（裁判組織法典 L141-1 条）こととなる。

この国家が司法官に代わって責任を負うメカニズムは、公論において繰り返し批判の対象となっている。そこでは、裁判官の免責原則の再検討が問題となっている。この原則が崩れることはないであろうが、免責原則を維持するためには、将来的には司法官の懲戒責任がより実効的でなければならないであろう。